

2020年度(2021年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	11,761	保 険 契 約 準 備 金	12,001
現 金	0	支 払 備 金	244
預 貯 金	11,761	責 任 準 備 金	11,757
有 価 証 券	-	代 理 店 借	75
有 形 固 定 資 産	132	再 保 険 借	264
建 物	38	そ の 他 負 債	581
リ ー ス 資 産	-	未 払 法 人 税 等	5
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	94	未 払 金	21
無 形 固 定 資 産	569	未 払 費 用	467
ソ フ ト ウ ェ ア	569	預 り 金	13
再 保 険 貸	511	資 産 除 去 債 務	32
そ の 他 資 産	437	仮 受 金	41
未 収 金	352	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7
前 払 費 用	39	価 格 変 動 準 備 金	0
預 託 金	45	負債の部合計	12,931
仮 払 金	-	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 資 産	0	資 本 金	11,000
繰 延 税 金 資 産	267	資 本 剰 余 金	9,840
貸 倒 引 当 金	△ 0	資 本 準 備 金	9,840
		利 益 剰 余 金	△ 20,092
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 20,092
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 20,092
		株 主 資 本 合 計	748
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	-
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	-
		純資産の部合計	748
資産の部合計	13,679	負債及び純資産の部合計	13,679

【注記】

1. 会計方針に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産の減価償却の方法

利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

(3) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を二次査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(4) 役員退職慰労引当金の計上方法

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(7) 支払備金の積立方法

保険契約に基づいて支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金、返戻金及びその他の給付金のうち、まだ支払っていない金額を保険業法第117条の規定に基づき、支払備金として積み立てております。

このうち、既発生未報告のものについては、保険業法第117条及び施行規則第73条第1項第2号の規定に基づき、大蔵省告示第234号により算出した金額を積み立てております。

また、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てておりません。

(8) 責任準備金の積立方法

期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する責任準備金は、保険業法施行規則第 71 条第 1 項に基づき、原則として積み立てておりません。

2. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、負債の特性やキャッシュフローの状況を踏まえ、流動性を重視しつつ安定的な利息収入を得ることを目指しております。こうした認識に基づき、具体的には、必要な現預金を維持することを主眼としております。資金調達に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき関連部門が適時に将来キャッシュフロー分析を行い、必要な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	11,761	11,761	—

(注) 現金及び預貯金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
 該当する事項はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額（リース資産含む）は 136 百万円であります。
4. 関係会社に対する金銭債権の総額は 114 百万円、金銭債務は該当ありません。
5. 繰延税金資産の総額は、985 百万円、繰延税金負債の総額は、1 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、715 百万円であります。繰延税金資産の発生の主原因別内訳は、税務上の繰越欠損金 687 百万円であります。繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は 687 百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は 28 百万円であります。繰延税金負債の発生の主原因別内訳は、資産除去債務に対応する資産 1 百万円であります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	合計
税務上の繰越欠損金※	39	117	104	108	118	198	687
評価性引当額	39	117	104	108	118	198	687
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※当社は連結納税を採用しており、法人税法上の連結欠損金個別帰属額はなく、地方税法上の控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額を有するため、税務上の繰越欠損金は住民税の実効税率を乗じた額であります。

当年度における法定実効税率は 28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、役員報酬等永久に損金に算入されないものの額△3.85%、評価性引当額の増減額△0.92%、税率差異の増減額△0.50%であります。

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日）第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

6. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 31 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 309 百万円であります。

7. 1株当たりの純資産額は170円21銭であります。
8. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は51百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
9. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2020年度

(2020年 4月 1日から
2021年 3月 31日まで)

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	8,606
保険料等収入	8,481
保険料	6,878
再保険収入	1,603
資産運用収益	0
利息及び配当金等収入	0
預貯金利息	0
その他経常収益	124
支払備金戻入額	103
その他の経常収益	20
経常費用	9,275
保険金等支払金	2,509
保険金	685
年金	35
給付金	880
解約返戻金	125
その他返戻金	0
再保険料	781
責任準備金等繰入額	2,080
責任準備金繰入額	2,080
資産運用費用	0
支払利息	0
事業費	4,492
その他経常費用	191
税金	34
減価償却費	157
その他の経常費用	0
経常損失 (△)	△ 668
特別損失	0
固定資産等処分損	0
税引前当期純損失 (△)	△ 669
法人税及び住民税	△ 79
法人税等調整額	△ 69
法人税等合計	△ 149
当期純損失 (△)	△ 519

【注記】

1. 会計方針に関する事項

(1) 保険料等収入の計上方法

初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

再保険収入は、再保険契約に基づき受領する保険金及び配当金等を計上しております。なお、共同保険式再保険に係る再保険手数料を再保険収入に計上しております。

(2) 保険金等支払金の計上方法

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。再保険料は、再保険契約に基づいて支払われる保険料等を計上しております。なお、共同保険式再保険に係る事務手数料を再保険料に計上しております。

2. 関係会社との取引による収益の該当はなく、費用の総額は1百万円であります。

3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は22百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は231百万円であります。

4. 1株当たりの当期純損失は118円33銭であります。

5. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	アクサ・ホールディングス・ジャパン(株)	(被所有) 直接 100.00%	役員兼任 出向者給与 の受取	連結納税に伴う 受取予定額	113	未収金	113
				出向者給与 の受取	1	未収金	1

(注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社及び関連会社

該当する事項はありません。

(3) 兄弟会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の	アクサ生命保険	—	出向者給与 の支払	出向者給与 の支払	84	未払費用	9

子会社	(株)		共同保険式 再保険の 取引先	再保険収入	1,289	再保険 貸	369
				再保険料	367	再保険 借	157
親会社 の 子会社	アクサ 損害保険 (株)	—	代理店	代理店 手数料	25	代理店 借	2

(注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

2. 再保険取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めております。

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。